

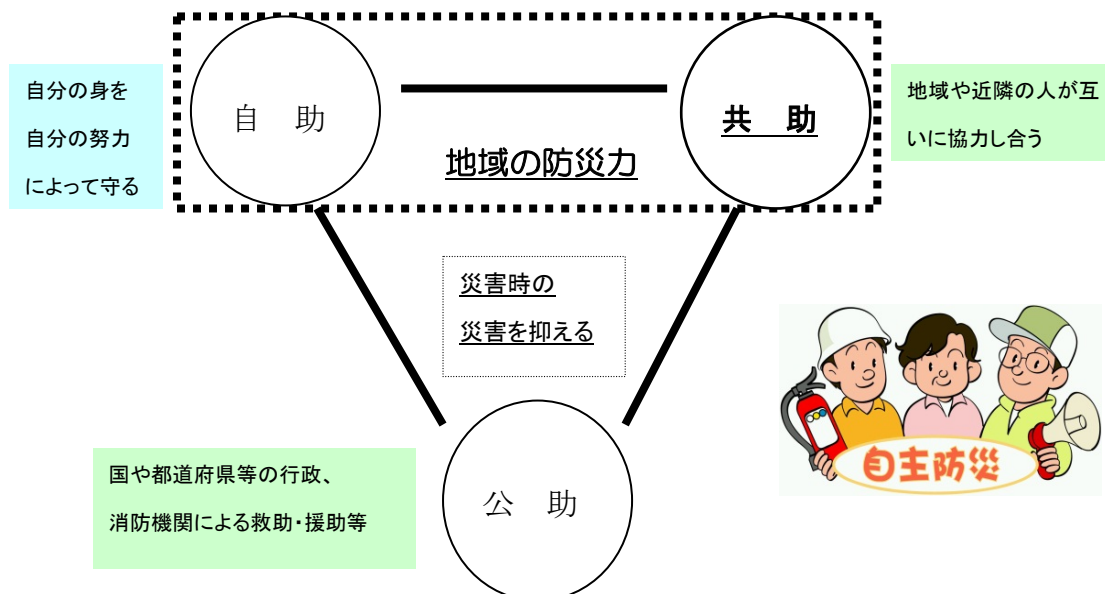
## 川崎区における自主防災組織について

### 1 自主防災組織の必要性について

大規模な災害が発生したとき、被害の拡大を防ぐためには、市等の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性がある対策をとることが難しい場合も考えられるため、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要となります。

そして、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより、被害の軽減を図ることができます。

特に、地域で協力し合う体制や活動（共助）は、自主防災組織が担うべき活動の中核となります。



### 2 地域における自主防災組織の意義と役割

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害のよる被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。

災害の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織」（第5条第2項）として、規定されています。

（参 考）

隣保共同の精神とは、

「となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合う」ことをいう。

隣保：となり近所の家々や人々との日常的なつながり

共同：役割を分担しながら、力・心を合わせて事にあたること。

### 3 自主防災組織

区民が自らのまちを守るという信念と責任に基づき結成され、①日常から区民一人ひとりの意識の高揚と知識の向上を図ること、②地域の連携による迅速・的確な防災活動を行うことを目的に、地域の実情に合った自主的な活動を行う組織です。

#### (1) 自主防災組織の基本的な活動

(平常時)・地域住民への防災知識の普及

- ・地域実態の把握
- ・防災訓練の実施
- ・防災資器材等の備蓄
- ・協働による自主防災組織の活性化

(災害時)・避難誘導活動

- ・救出・救護活動
- ・初期消火活動
- ・災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
- ・避難所運営

#### (2) 自主防災組織に対する活動支援

川崎市では、自主防災組織による地域防災活動の促進、及び、地域防災体制の充実強化を図るために行っている支援は下記のとおりです。

ア 自主防災組織の活動に対する助成（自主防災組織活動助成金）

【平成 23 年度】訓練実施組織数： 45 組織  
訓練回数： 32 回  
訓練参加人数： 4,531 名  
助成金交付額：1,021,000 円

イ 自主防災組織の防災資器材購入に対する補助  
(自主防災組織防災資器材購入補助金)

【平成 23 年度】購入組織数： 14 組織  
助成金交付額：1,917,100 円

ウ 地域防災活動への助成（川崎市地域防災活動促進助成金）

【平成 23 年度】交付額：1,574,306 円

エ 自主防災組織の防災資器材の備蓄場所の確保

防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力します。

オ 自主防災組織に対する訓練指導

自主防災組織が行う訓練に対し、所管業務に応じた訓練指導を実施します。

#### 4 川崎市自主防災組織連絡協議会（構成組織数：104）

災害時に自主防災組織が果たす役割の重要性にかんがみ、区内の各自主防災組織相互の連携を密にし、自主防災体制を充実・強化することを目的として設置しています。

（事業内容）

- ・ 自主防災組織相互及び区その他団体との連絡調整
- ・ 地震等に対する災害対策
- ・ 災害発生時における情報収集伝達対策
- ・ 防災意識の啓発
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 避難所運営会議（\*1）及び防災ネットワーク連絡会議（\*2）の開催
- ・ その他必要な事項

\* 1

**避難所運営会議：**

避難所の管理運営を避難所ごとに区民と区とが連携して行うために、自主防災組織を中心として構成されている会議。

\* 2

**防災ネットワーク連絡会議：**

地域防災拠点である市立中学校ごとに、傘下の避難所相互の連絡調整等を行うために各避難所運営会議から選出された代表者によって構成されている会議。